## おわりに

最後に、平成20年度の委員会の活動を終えるに当たり、電気通信分野の紛争 処理に関して今後留意すべきと考えられる事項について付言する。

- ・平成20年度において、あっせん・仲裁の申請はなかったものの、電気通信 事業者や事業者団体へのヒアリングやアンケートにおいて、新たな紛争の可 能性があることが確認されており、引き続き委員会の認知度・利便性の向上 に努めることが重要である。
- ・平成20年度において、地方説明会の開催や事業者間協議の状況のヒアリング等を総合通信局及び事業者団体と連携して実施したが、このような取組は委員会の周知や事業者が抱えている課題の把握に有効であり、引き続きこれらとの連携を続けるべきである。
- ・「電気通信事業者」相談窓口に相談のあった事案の中には、大臣部局において競争ルールの整備・改正を検討している内容に関係するものや総務大臣による行政処分や行政指導による紛争解決になじむ事案もある。相談者の了解を得られる事案については、委員会と大臣部局の間で適切に相談事案の情報を共有すべきである。
- ・第 II 部第3章「委員会の所掌事務の拡大の検討」で見たとおり、現在、情報通信審議会等において、委員会の所掌事務の拡大が検討されている。今後、 具体的な制度を検討するに当たっては、ニーズを適切に把握するとともに、 委員会によるあっせん・仲裁手続の利用促進や紛争解決の実効性確保につながる制度整備についても検討することが望まれる(参考になる制度として 【資料10】)。
- ・現在、委員会の行うあっせん手続には、裁判外紛争解決手続の利用の促進に 関する法律(平成16年法律第151号)に定められているような時効の中 断や訴訟手続の中止に関する規定(【資料11】)がないが、上記の制度改正 を行う場合にはこれらの規定を設けることを併せて検討すべきである。

これらの事項については、平成21年度以降の委員会の活動において、対応を 検討していくが、大臣部局の政策展開に際しても留意されることが望まれる。